

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）のサービスに関し、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者・事業所概要

事業者の名称 所在地	株式会社ぼうしや薬局／有限会社キューフロント 兵庫県姫路市駅前町259／兵庫県姫路市新在家3丁目11番18号
事業所の名称 所在地 指定番号 代表者名 電話番号	ぼうしや薬局 ■■■店 兵庫県姫路市■■■■■■■■■■ 兵庫県指定400■■■■■号 松岡洋平／松岡馨 079-■■■■-■■■■

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の心身の状態、置かれている環境、要介護状態区分等を踏まえて薬剤に関連する療養上の管理指導を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的として、居宅療養管理指導等のサービスを提供します。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 市町村、医療機関、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことはいたしません。 ④ 本事業の目的の範囲内で業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報を利用します。目的の範囲を超えて当該情報を利用することはいたしません。

3. 事業所の職員体制（変更になることがあります）

従業者の職種	員数	勤務体制	職務の内容
薬剤師	■■名	・常勤者（■■名） 勤務時間：月、火、水、金 ー ■■■■■■ 木、土 ー ■■■■■■ ・非常勤者（■■名） 勤務時間：■■■■■	居宅療養管理指導等のサービス提供
事務員	■■名	・常勤者（■■名） 勤務時間：月、火、水、金 ー ■■■■■■ 木、土 ー ■■■■■■	居宅療養管理指導等のサービス補助

4. 事業所の営業日および営業時間（変更になることがあります）

店舗ごとの営業日・時間をHPにてご確認ください

5. 居宅療養管理指導等のサービス

（1）内容

- ① 当事業所の薬剤師が、医師・歯科医師（以下、「医師等」という）の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関する説明を行うことにより、薬剤を有効か

つ安全に使用していただけるよう努めます。

- ② サービスを提供した後は、提供した内容について記録を作成するとともに、利用者を診療する医師等および利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者（以下、「居宅介護支援事業者等」という）との密接な連携を取ります。
- ③ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明いたします。薬について質問や不明点等があれば、担当従業者が応じます。
- ④ 主な内容は次の通りです。
 - ・処方せんによる調剤
 - ・患者の状態に合わせた調剤上の工夫
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導
 - ・その他、必要な事項

（２）費用

ア． 法令に基づき算出された額

介護保険制度、医療保険制度の関係法令に基づき算出された額の費用をお支払いいただきます。関係法令が改正された場合には、改正後の関係法令に基づいて算出します。

参考）２０２４年６月時点、介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

居宅療養管理指導等費を月２回以上算定する場合は、月４回を限度として算定し、算定する日の間隔は６日以上必要です。但し、末期の悪性腫瘍の方、中心静脈栄養を受けている方および心不全や呼吸不全で注射による麻薬の投与を受けている方については、週２回かつ月８回を限度として算定できます。この場合、算定する間隔に制限はありません。

- ① 単一建物居住者１名へ行う場合：１回５１８単位
単一建物居住者２～９名へ行う場合：１回３７９単位
単一建物居住者１０名以上へ行う場合：１回３４２単位
- ② 厚生労働大臣が定めるものに対して情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合：１回４６単位を加算（月４回まで）
- ③ 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合：１回１００単位を加算（麻薬管理指導加算）
- ④ 麻薬の持続注射療法を行っている場合：１回２５０単位を加算（医療用麻薬持続注射療法加算）
- ⑤ 中心静脈栄養法を行っている場合：１回１５０単位を加算（在宅中心静脈栄養法加算）
- ⑥ 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所の薬剤師が行った場合：所定単位数の１００分の１５を加算（特別地域加算）
- ⑦ 厚生労働大臣が定める地域に所在し、施設基準に適合する事業所の薬剤師が行った場合：所定単位数の１００分の１０を加算（中山間地域等小規模事業所加算）
- ⑧ 事業所の薬剤師が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を超えて行った場合：所定単位数の１００分の５を加算（中山間地域等居住者サービス提供加算）

イ． 商品販売

商品代に別途消費税がかかります。

ウ． 交通費

当事業所から利用者の居宅までの往復に要する距離に応じ、次に定める費用を加算させていただくことがあります。 １ｋｍごとに１５円（税抜き）

6. 通常の事業の実施地域

当事業所の通常の事業の実施地域は、■■■■地域～■■■■地域／片道 16Km までとします。

7. 緊急時等における対応方法

- ① 緊急時等の体制として、転送電話等により常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ、利用者を診療する医師等および利用者が依頼する居宅介護支援事業者等に連絡を行い、対応を図ります。

8. その他運営に関する重要事項

(1) 担当従業者

- ① 薬剤に関連する療養上の管理指導を行うにあたり、従業者の中から主に担当する担当従業者を選任します。担当従業者を選任又は変更する場合には、利用者の意向及び療養生活の質の向上に配慮した上で、事業所の管理薬剤師が決定します。
- ② 担当従業者によるサービスの提供ができないときは、他の従業者が担当従業者に代わってサービスを提供することがあります。
- ③ 担当従業者は、転勤、異動、長期休暇、病気、退職等により、随時変更することがあります。その場合には、事前に利用者に連絡します。
- ④ 利用者は、いつでも担当従業者の変更を申し出ることができます。その時は、利用者の療養生活の質の向上に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、担当従業者の変更について努力します。
- ⑤ 担当従業者は、常に名札又は身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

(2) 事業所の変更

- ① やむを得ず当事業所によるサービスの提供ができなくなったときは、事前に利用者に連絡した上で、当事業者の別の事業所に引き継いで同様のサービスを提供します。
- ② 別の事業所に引き継いだ場合には、新たに担当従業者を選任します。

(3) 重要事項の変更

介護保険法等の関係法令の改正により、重要事項の内容に変更があるときは、事前に利用者に連絡します。

(4) 個人情報の利用

医師等および居宅介護支援事業者等との密接な連携を取るため、本事業の目的の範囲内で業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報を利用します。ただし、目的の範囲を超えて当該情報を利用することはいたしません。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- ① 連絡先 : 079-■■■■-■■■■ (店舗電話番号)
- ② 担当者名 : 管理薬剤師

年 月 日

当事業者は、居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、利用者に対して、重要事項等説明書に基づきサービス内容及び重要事項を説明いたしました。

事業者名	株式会社ぼうしや薬局／有限会社キューフロント
事業所名	ぼうしや薬局 ■■■■店
事業所所在地	兵庫県姫路市 ■■■■
説明者	■■■■ 印

私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。